

広島市規則第 4 4 号

令和 7 年 3 月 3 1 日

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市職員の給与等の支払に関する規則の一部を改正する規則

広島市職員の給与等の支払に関する規則（昭和 3 3 年広島市規則第 1 8
号）の一部を次のように改正する。

別表企画総務局の項中

「

G 7 広島サミット推進室	次長	G 7 広島サミット推進室
---------------	----	---------------

」を

削り、「情報システム課」を「デジタル行政推進室、システム基盤課」に
改め、同表市民局の項中

「

国際平和推進部国際化推 進課	課長	国際平和推進部
-------------------	----	---------

」を

「

国 際 平 和 推 進 部	平和推進課	課長	部長、平和推進課
	国際化推進課	課長	国際化推進課

」に

改め、同表環境局の項中

施設部	施設課	課長	部長、施設課、工務課
	埋立地整備管理課	課長	埋立地整備管理課

環境施設部	施設調整 担当課長	環境施設部
-------	--------------	-------

改め、同表経済観光局の項中「商業振興課」を「地域産業振興課」に、
「ものづくり支援課」を「中小企業支援課」に、「産業立地推進課」を
「企業誘致・創業推進課」に改め、同表都市整備局の項中

スタジアム建設部	スタジアム調整担 当課長	スタジアム建設部
----------	-----------------	----------

削り、同表玖谷埋立地管理事務所の項を削り、同表環境局安佐北工場の項
の次に次のように加える。

恵下埋立地管理事務所	所長	恵下埋立地管理事務所
------------	----	------------

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。